平成２２年（フ）第５号
熊本県人吉市東間上町3616番地２東間団地２－２
債務者　寺田　初子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第６号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野467番地６
債務者　髙田　充克
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１００号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団132―106号
債務者　イトウ　マウリシオ　マサハル
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
愛知県蒲郡市大塚町丸山60番地　市営丸山住宅Ａ棟804号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３９４号
愛知県豊橋市宮下町55番地
債務者　原田　耕志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４１４号
愛知県豊川市伊奈町古当18番地11
債務者　宮本　佳典
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０６３号
東京都板橋区小豆沢２丁目２－９―201
債務者　鈴木　武男
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０６４号
東京都板橋区小豆沢２丁目２－９―201
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０７９号
神奈川県小田原市中町２丁目１番15号、住民票上の住所神奈川県南足柄市狩野33
債務者　岩田　祐輝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１５４号
東京都中野区東中野４丁目27―37―203
債務者　駒村　博通
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１７５号
東京都豊島区西池袋２丁目21―15―Ａ－７
債務者　齋藤　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１７７号
東京都練馬区桜台１丁目２―11―203
債務者　加藤　孝三
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１７８号
東京都台東区竜泉２丁目３－６
債務者　沖野谷喜美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１７９号
埼玉県八潮市大字大曽根154―１
債務者　東郷　晴信
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１８０号
東京都江戸川区上篠崎２丁目12―７
債務者　野田　雄大
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部